

年 月 日

熊本市議会議長 様

熊本市議会議員

質問における配付資料使用届出書

月 日の本会議の質問において、公用のタブレット端末を用いた資料の配付をしたいので、使用データを添付の上届け出ます。なお、資料を使用するにあたっては、下記の「本会議の質問における配付資料の取扱基準に関する申し合わせ（1 資料の用途等について）」を遵守いたします。

記

【本会議の質問における配付資料の取扱基準に関する申し合わせ（抜粋）】

	取扱基準	運用方法
1	資料の用途等について	(1) 議会は言論の府であり、発言により議論を尽くすことが基本であることから、使用する資料は、発言内容を補完する場合に限る。 (2) 質問者は、発言の際、専ら資料の参照に委ねることはせず、資料の内容について出来る限り具体的に発言するよう努める。 (3) 使用する資料は、質問者自ら作成したものに限る。 ※ 執行部から取得した資料を含む。 (4) 他者の著作物・写真等を一部利用する場合は、著作者等の許諾を受ける。引用にあたっては、出典元を明記する。 (5) 使用する資料は、著作権その他第三者の権利を不当に侵害しないものに限るとともに、使用後に生じた紛争については、質問者が責任をもって対処する。 (6) 議会の品位を損なうもの、議員本人も含め特定の者の利益を助長するものは使用できない。 (7) 動画及び音声は使用できない。